

令和2年度予算編成方針について

令和2年度の予算編成にあたり、予算編成方針を定めたので、これを念頭に置いて各課で十分に論議を尽くした上で、予算編成作業に取り組まれない。

1 日本経済の状況と本市の財政状況

(1) 日本経済の状況及び国の当面の経済財政運営

月例経済報告(9月)によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」一方で、留意すべき事項として、「通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の影響に留意する必要がある」と留意点を挙げている。

こうした状況において政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、今後の経済財政運営の考え方として、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指すとし、消費税率引き上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の臨時・特別の措置を講じ、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むとしている。

(2) 本市の財政状況と今後の見通し

平成30年度決算における一般会計歳入決算額は、157億2,809万8千円と前年度に比べ4.9%の増、歳出決算額は152億9,620万6千円となり、前年度に比べ5.2%の増となった。翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支は、3億3,848万3千円の黒字となった。

単年度収支においては、財政調整基金の繰入により1億6,088万8千円の赤字であったが、主要企業の好調な業績を反映した法人市民税の増により、市税は前年度と比べ10億5,631万5千円増加し、歳出では、公共施設整備基金等への積極的な積立により、基金残高は大幅に増加し、後年度の投資的事業に備えたところである。

しかしながら、本年度は、法人市民税が当初予算から4億5,000万円減となり、減収補てん債を7億円発行し、財源を確保しなければならない状況であり、来年度も、税制改正により、法人税割の税率が3.7%減となり、地方譲与税等の

制度改正が実施されるとともに、幼児教育・保育の無償化や働き方改革などにより、民生費等の増加が見込まれ、厳しい財政状況となることが予測される。

2 予算編成の基本方針

令和2年度予算については、このように引き続き厳しい財政状況においても、今年度よりスタートした「第7次総合計画」や今後策定する「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策を着実に推進するとともに、国の制度改正や、社会経済状況の変化に的確に対応するため、次の考え方に基づいて予算編成を進めるものとする。

(1) 第7次総合計画の着実な推進

基本構想に掲げる市の将来像「すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にらさき」の実現のため、まちづくりの7つの基本方向に位置付けられる、基本計画の施策・事業の着実な推進を図ることとする。

【7つの基本方向】

- ① 夢を持ち、明日を担う人材を育むまちづくり
- ② 思いやりあふれる福祉のまちづくり
- ③ 元気で健やかに暮らせるまちづくり
- ④ 安全・安心に暮らせる強いまちづくり
- ⑤ 美しいふるさとを誇れるまちづくり
- ⑥ 魅力と活力に満ちた豊かなまちづくり
- ⑦ 市民が主役の持続可能なまちづくり

(2) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

今後「第2期創生総合戦略」を策定することとしているが、引き続き人口減少対策等に取り組むため、「第1期創生総合戦略」に盛り込まれている施策について、効果検証・分析を充分に行ったうえで、内容の見直しや新規事業を検討すること。

また、地方創生推進交付金などの特定財源の活用を積極的に図ること。

(3) 市民ニーズに対応した施策の展開

前例や固定観念等に捉われず、市民の視線を基本とした発想の転換により、市民が何を求め、何に期待を寄せているかを「感じて動くこと」、どのようなサポートができるかを「考えて動くこと」を常に心掛け、市民のニーズに

対応した施策を効果的に展開すること。

3 予算編成に際しての留意点

基本的な考え方を踏まえ、具体的に次の点に留意し、予算編成を進めるものとする。

(1) 施策の着実な推進

総合計画等に位置付けられる施策の早期かつ着実な推進に向けて、目標指標の達成度が低いものは目標達成できるよう、また、市長公約検討指示なども踏まえ、所要の予算措置を講じること。

(2) 施策・事業の重点化

限られた財源を効率化・効果的に配分するため、事業目的や成果目標に合わせて、既存事業をゼロベースから見直し、事業の廃止・縮小・統合を進めるとともに、施策の優先順位を明確化させるなど、徹底した施策・事業の重点化を進める。

(3) 効率的・効果的な事務事業執行の推進

「行政改革大綱」を踏まえ、質の高い行政サービスの提供のため効率的・効果的・柔軟で計画的な事務事業執行の推進を図っていくこと。

また、AI（人工知能）、RPA（ロボットによる自動化）などの最新技術の活用の検討及び導入を積極的に図ること。

(4) 新たな資金調達手段、事業手法の活用

ふるさと納税、官民連携（PPP/PFI）の推進、ネーミングライツや企業広告による企業協賛、遊休資産の利活用など、新たな資金調達や事業手法の積極的な活用を検討すること。

(5) 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

特別会計については、特別会計の設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、一般会計からの繰入金については、繰出基準に基づくものに限るなど、真に必要な額を計上すること。

企業会計については、独立採算を前提に経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努めること。

(6) 補助金等の適正化

各種補助金については、「韮崎市補助金等適正化基準」に基づき、補助対象の自律性を尊重しつつ、所期の目的・効果等を十分検証し、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに行った見直しや補助額の検討結果を踏まえたものであること。

(7) 会計任用職員制度の導入

地方公務員法等の改正による会計任用職員制度の導入に伴い、別途秘書人事課より通知する「会計年度任用職員制度の運用について」に基づき、適正に予算案に反映させること。